

標準様式第2号（第11条関係）

公募型プロポーザル方式による提案書募集に関する公表

次のとおり提案書を募集します。

令和6年4月26日
千代田区長 樋口 高顕

1 業務概要

(1) 業務名

区民歯科健診問診・記録票のペーパーレス化にかかる実証実験システムの構築及び運用・保守業務

(2) 業務目的

現在、紙の帳票（千代田区区民歯科健診受診券兼問診・記録票）を使用し実施している区民歯科健診において、デジタル化を推進することで健診受診時等の利便性を向上させ健診受診率の増加を図る。

(3) 業務内容

本システムの構築及び運用・保守業務及び実証実験

(4) 契約上限金額

1,600 千円（税込み）

(5) 履行期限

システム構築期間

契約締結日の翌日から令和6年11月30日

運用・保守期間

システム構築日から令和7年3月31日

実証実験期間

令和6年12月1日から令和7年2月28日

(6) 成果品

ア 業務計画書

2部（電子データを格納したCD-RまたはDVD-Rで1枚提出すること）

イ 要件定義書

- 2部（電子データを格納したCD-RまたはDVD-Rで1枚提出すること）
- ウ 詳細設計書
 - 2部（電子データを格納したCD-RまたはDVD-Rで1枚提出すること）
- エ システム運用マニュアル
 - 5部（電子データを格納したCD-RまたはDVD-Rで1枚提出すること）
 - 構築するシステムの「システム運用マニュアル」を作成すること。
- オ 実証実験報告書
 - 2部（電子データを格納したCD-RまたはDVD-Rで1枚提出すること）
- カ 議事録
 - ※本件に関わる打合せの議事内容及び区担当者で行った打合せ内容を記述したもの。 2部（電子データを格納したCD-RまたはDVD-Rで1枚提出すること）
- キ その他区が指示するもの

2 資格要件、選定基準及び評価基準

(1) 提案者に要求される資格要件

- ア 区の議会の議員が、無限責任社員、取締役、執行役、監査役若しくはこれらに準じるべき者、支配人または清算人である団体でないこと。
- イ 区の区長、副区長または教育長が、役員等である団体でないこと。
- ウ 区の教育委員会の委員が、委員等である団体でないこと。
(※①～③は、区が資本金その他これに準じるもの2分の1以上を出資している団体、区からの財政支出を受けている団体その他の公共的団体であって、当該団体が応募者となることについて相当の理由がある場合には、適用しない。)
- エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当する者でないこと
- オ 当該業務における千代田区での競争入札参加資格を有していること。
- カ 公表日以後に千代田区競争入札参加有資格者指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間がないこと。
- キ 公表日以後に千代田区契約関係暴力団等排除要綱（平成23年8月26日23千政契担発第71号）に基づく入札参加除外を受けていないこと。
- ク 経営状態が経営不振（自己資本マイナスを含む）の状態でないこと。
- ケ 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続き中である団体でないこと。
- コ 法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税の租税または労働保険料及び社会保険料を滞納している団体でないこと。
- サ プライバシーマーク及び情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）、それぞれ

れの認証資格を取得していること。

シ 過去3年間に自治体へ保健衛生に関するシステムの提供や運用実績を有していること。

(2) 提案書を採用するための評価基準

提案書の評価項目等は、以下のとおりである。

	評価項目	評価の視点・判断基準	配点
○組織評価 (20点)	履行実績	過去3年間に自治体向けの保健衛生に関するシステムの提供や運営実績はあるか	5点
		<ul style="list-style-type: none"> ・受託実績6件以上：5点 ・受託実績2～5件：3点 ・受託実績 1件：1点 ※同一システムで複数自治体へ提供がある場合、自治体ごとに1件とカウントする。	
	実施体制	適切な業務を提供できる実施体制か	5点
		<ul style="list-style-type: none"> ・担当者数、担当者の配置や構成が妥当であり、適切に業務を提供することができると思われる場合：5点 ・上記の評価対象に比べてやや不足がある場合：3点 ・上記に該当しない場合：0点 	
		主任技術者の本業務に対する専門性	
	主任技術者の自治体向け保健衛生に関するシステム業務の実績	過去3年間に自治体向けの保健衛生に関するシステムの実務実績はあるか	5点
		<ul style="list-style-type: none"> ・実務実績あり：5点 ・実務実績なし：0点 	

	評価項目	評価の視点・判断基準	配点
○内容 (プレゼンテーション) 評価(70点)	提案事項を実施するにあたっての取組方針	業務内容の理解度、的確性はあるか	5点
		<ul style="list-style-type: none"> ・目的・内容・条件の理解度が高く的確であり、簡潔に記載されていると認められる場合：5点 ・上記の評価対象に比べてやや内容に不足がある場合：3点 ・上記に該当しない場合：0点 	
	業務の実施手続き	業務実施手続きを示す業務フロー又は工程表等は妥当か	5点
		<ul style="list-style-type: none"> ・妥当性が高い場合：5点 ・やや内容に不足がある場合：3点 ・不足している場合：0点 	
	現況・課題への理解度	地域の現況・千代田区特有の課題への理解は十分か	5点
		<ul style="list-style-type: none"> ・地域特性等余条件の理解度が高いと認められる場合：5点 ・上記の評価対象に比べてやや内容に不足があると思われる場合：3点 ・上記に該当しない場合：0点 	
利用の容易さ	システムを区民、医療機関、千代田区が容易に使用できるか	10点	
	<ul style="list-style-type: none"> ・閲覧性が高く、容易に使用できるスキームが提案されている場合：10点 ・上記の評価対象に比べてやや内容が不十分である場合：5点 ・上記に該当しない場合：0点 		
システム導入による千代田区民への影響	システム導入による千代田区民への影響（メリット・デメリット）が考えられているか	10点	
	<ul style="list-style-type: none"> ・影響が十分に考えられている場合：10点 ・上記の評価対象に比べてやや内容が不十分である場合：5点 ・上記に該当しない場合：0点 		

	評価項目	評価の視点・判断基準	配点
	システム導入による医療機関への影響	<p>システム導入による医療機関への影響（メリット・デメリット）が考えられているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・影響が十分に考えられている場合：5点 ・上記の評価対象に比べてやや内容が不十分である場合：3点 ・上記に該当しない場合：0点 	5点
	システム導入による千代田区への影響	<p>システム導入による千代田区への影響（メリット・デメリット）が考えられているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・影響が十分に考えられている場合：5点 ・上記の評価対象に比べてやや内容が不十分である場合：3点 ・上記に該当しない場合：0点 	5点
	かかりつけ歯科医をつくるための取組	<p>かかりつけ歯科医をつくるための取組が提案されているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・十分な取組が提案されている場合：5点 ・上記の評価対象に比べてやや内容が不十分である場合：3点 ・上記に該当しない場合：0点 	5点
	かかりつけ歯科医が十分に機能するための取組	<p>かかりつけ歯科医が十分に機能するための取組が提案されているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・十分な取組が提案されている場合：10点 ・上記の評価対象に比べてやや内容が不十分である場合：5点 ・上記に該当しない場合：0点 	10点
	受診率向上	<p>受診率向上に寄与する取組が提案されているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・十分な取組が提案されている場合：10点 ・上記の評価対象に比べてやや内容が不十分である場合：5点 ・上記に該当しない場合：0点 	10点

	評価項目	評価の視点・判断基準	配点	
○ヒアリング評価 (10点)	実現性(ヒアリング)	提案内容の説得性・実現性が十分であるか	5点	
		・説明内容が提案書の内容をよく補完しており、専門技術を十分に発揮できると認められる場合：5点 ・上記の評価対象と比較して、提案書の内容は遜色ないが、ヒアリングによる説明の補足が不十分な場合：3点 ・上記に該当しない場合：0点		
	理解度(ヒアリング)	質問に的確に回答できているか		5点
		・質問にも的確に回答できている場合：5点 ・上記よりも回答にやや不足感じられる場合：3点 ・上記に該当しない場合：0点		

3 手続き等

(1) 担当課

千代田区保健福祉部健康推進課健康推進係 担当：市川・齋藤・藤野・須田
〒102-0073 千代田区九段北 1-2-14 千代田保健所 5階
電話 03-5211-8171 (直通)
F a x 03-5211-8192
E-mail kenkousuishin@city.chiyoda.lg.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

- ア 交付期間…令和6年4月26日(金)から令和6年5月29日(水)
- イ 交付場所…千代田区総合ホームページ(プロポーザル情報)
<http://www.city.chiyoda.lg.jp/>
- ウ 交付方法…千代田区総合ホームページよりダウンロード
(ホーム > 区政 > 入札・契約 > プロポーザル情報)

(3) 参加申込書の受領期限及び提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

- ア 受領期限及び提出期限…令和6年5月29日(水)17時まで
 - イ 提出場所…3(1)に同じ
 - ウ 提出方法…3(1)へ持参すること
- ※事前に電話連絡のうえ、直接持参することとし、郵送、ファクシミリ又はE-mail

による提出は不可とする。

エ 提案書の提出部数…正本 1 部、副本 10 部

(審査は匿名で行うため副本には会社名及びロゴ等を使用しないこと。)